



今月のことば

monthly word

コア業務の拡大と周辺業務の拡充

日本弁理士会 副会長

小島 清路

1. はじめに

平成 27 年度副会長を務めます小島清路です。

リーマンショック後、日本での特許出願件数が現在まで減少し続け、また、弁理士数がここ 10 年間で約 2 倍に増えており、我々弁理士及び特許事務所を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。そこで、本年度は、コア業務の拡大と周辺業務の拡充を図ることを重要な目的の一つとしています。このコア業務の拡大及び周辺業務の拡充という観点に絞って、私が副会長として担当する委員会等を、以下に、説明させていただきます。

2. コア業務の拡大

(1) 意匠委員会

当委員会は意匠出願というコア業務に直接かわる委員会です。

現在の意匠出願件数は、韓国よりも少なく、意匠制度が十分に活用されていない状況にあります。しかし、特に、部分意匠、関連意匠及び画像意匠出願、更に新たに施行される意匠国際登録出願について大いに活用できると思います。会員の皆さん、一出願での意匠は権利範囲が狭く、また、多数を出願すると費用が掛かる、ということで、顧客の相談に対して意匠出願選択を排除していませんか。意匠制度を活用する、特に中小企業に活用を勧めるというマインドを我々弁理士は、代理人として強く持つてよいのではないのでしょうか。新制度施行の本年度は、日本出願のみならず、外国への及び外国からの出願をも含めて、コアである意匠出願業務を拡大させる絶好の機会になります。

更に、現在制度での前記に示す問題点を抜本的に改正する必要があるものと考えます。ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟したこの時期は、

その絶好のチャンスと考えます。活用しやすくする法改正により、大幅な出願拡大が期待できると考えます。

(2) 知財システム検討特別委員会 (副担当)

当委員会は、本年度、新たに設けられた特別委員会であり、今後弁理士にとってどのような知財制度を構築すべきか、について幅広く検討する委員会です。

重要な検討事項の中には、弁理士が関与するコア業務の将来像の検討もあります。特許、実用新案、意匠及び商標のコア出願が拡大されるような、魅力ある制度の構築を図るべく、当委員会で検討していきます。

意匠制度の抜本的改正については前記に言及しましたので、実用新案制度について説明をさせていただきます。現在の当制度においては、①権利行使の制限、②不確定な権利の存在、③早期の登録公表、④1 回のみ減縮訂正等の問題点を抱えています。しかし、現制度においても中小企業にとって十分に活用できる点が多くあります。我々弁理士は当制度を活用する、これが中小企業に役立つ、というマインドを持つことも必要と考えます。また、これらの問題点を解決するような法改正を行えば、中小企業も大企業も、特に中小企業にはその活用の機会が大幅に増えるものと考えます。当委員会では種々検討をし、将来のコア業務の拡大を図るべく有力な提言をしていきたいと考えています。

(3) 技術標準委員会

当委員会は、技術標準に関する検討等を行う委員会であり、技術標準に対する弁理士の関与についての検討等を行います。

標準技術の例として、例えば、携帯電話の GSM、双方向動画画像通信技術及び遊技機、更

に、スマートグリッド等が挙げられ、大型技術から、そうでない技術まであります。企業弁理士のみならず事務所弁理士も、その標準技術についての情報を入手して、それを各立場の弁理士が自己の業務に活用することができます。このように出願業務、知財戦略アドバイス、更には契約業務等に結びつけることもできると考えます。

(4) パテントコンテスト委員会

当委員会は、文部科学省及び特許庁等と協力し、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの実施等を行う委員会です。このコンテストは、大学、高等専門学校及び高校から応募を受け付け、当委員会は、応募前の知財説明から、表彰と表彰案件の出願指導までを行っています。当委員会は、現在の特許・意匠のコア出願を引き出し、更に知財関係者の裾野を広げて将来のコア出願を創出するという業務を行っています。

(5) 東海支部

東海支部では、毎年、地域への社会貢献活動を図るという目的以外に、地域産業及び中小企業の活性化を図り、その結果として出願件数の増大を図ることも目的の一つとして活動をしています。本年度の東海支部の活動方針のなかで、中小企業支援についての具体的活動として、①中小企業経営者団体との連携、②中小企業経営者のための知的財産経営サロンの開催、③新製品展示会社が一堂に集まる異業種交流展示会への出展及びそこのミニセミナー開催・無料相談の実施、④参加する中小企業関係者への啓発活動を行う休日パテントセミナーの開催、⑤インドネシア知財に関する中小企業の支援等が挙げられます。

以上のように、東海支部は、知的財産の支援を通じて中小企業、特に開発型中小企業の活性化を図り、その結果としてコア出願の創出を積極的に図っています。

3. 周辺業務の拡充

(1) 知的財産価値評価推進センター

当センターは、知的財産の価値評価に関する各種業務を行っています。

実際の評価業務としては、裁判所から依頼される民事案件、特許庁から依頼される民間案件、更に、各弁理士が顧客等の会社から依頼される民間案件が挙げられます。実際に、私も経験がありますが、顧客から会社整理又は会社合併に伴う特許権譲渡におけるその価値評価又はその相談は、今後増加するものと考えます。今後、弁理士の特徴を活かした価値評価を弁理士の周辺業務として拡充していきたいものと考えています。

4. その他

以下に示す各委員会は、コア業務の拡大及び周辺業務の拡充を、直接、担当する委員会ではありませんが、弁理士会にとって重要な役割を持った委員会です

(1) 業務対策委員会

当委員会は、弁理士の使命条項が新たに規定された現在において、弁理士の専権業務であるコア業務をしっかりと守るための重要な委員会です。

(2) 継続研修履修状況管理委員会

当委員会は、コア業務の拡大等を行うことができるスキルを身に着けるための研修の履修状況を管理する重要な役割を持っています。

(3) 福利厚生委員会

当委員会は会員の福利厚生に関する委員会です。

5. 最後に

私は前記に示すセンター及び委員会を担当します。本年度一年間、副会長の職責を全うする覚悟です。皆様のご指導、ご鞭撻を宜しくお願い致します。